

桃山学院中高同窓会会則

(1985(昭和60)年6月23日)
最近改訂 2017(平成29)年7月22日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、桃山学院中高同窓会と称する。

(所在地)

第2条 本会は、本部を学校法人桃山学院(大阪市阿倍野区昭和町3-1-64)内に置き、必要な地に常任委員会の承認を経て支部を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の消息を通じ友誼を増進し、もって母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

1. 桃山学院中学校・高等学校、ならびに在校生の支援
2. 機関誌の編集と発刊
3. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(区分)

第5条 本会は、次に掲げる者を会員とする。

正会員 桃山学院の前身たる高等英学校、桃山中学校(旧制)および桃山学院高等学校、
中学校(新制)の卒業生ならびにこれに在学した者で常任委員会の承認した者

特別会員 正会員外の桃山学院の教職員および旧教職員中常任委員会の承認した者

賛助会員 会員、会員外を問わず、当会の協力者として常任委員会の承認した者

2 会員は、姓名、住所、職業および勤務先を変更した場合は、速やかに事務局へ届け出なければならない。

(会費)

第6条 正会員は、会費を負担するものとし、その額は、常任委員会の決議を経て別に定める。ただし、喜寿に到達をもって会費の負担を免除する。

2 賛助会員は、賛助会費を負担するものとし、その額は、常任委員会の決議を経て別に定める。

3 既納の会費および賛助会費は返却しない。

第3章 役員および事務局

(区分)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 15名以内、監事 3名、常任委員 25名以上、委員 100名以上

(役員を選出)

第8条 会長および監事は総会において会員中からこれを選挙し、副会長、常任委員および委員(各期からそれぞれ概ね50名に対し1名の割合をもって推薦された者)は、会員中から会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 常任委員は、常任委員会を組織し、会務を処理する。

4 監事は、財務を監査する。

5 委員は、委員会を組織し、重要な事項を審議する。

6 常任委員会および委員会は、会長が招集する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、3カ年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員の中に欠員が生じた時は補充することとする。その場合の仕事は、前任者の残任期間とする。ただし、会務の運行に支障がない場合は必ずしも補充しなくてもよい。

(名誉会長、顧問、相談役、参加)

第11条 常任委員会の議決を経て本会に名誉会長、顧問、相談役、参加を置くことができる。

(事務局)

第12条 本会に事務局を設け、職員若干名を置く。事務局長は、会員中から会長が委嘱する。

第4章 各種部会

第13条 本会の円滑なる運営を図るため、次の部会を置くこととし、その委員は、会長が委嘱するものとする。

1. 総務部会(総会、常任委員会、委員会の運営、会則の作成、変更その他、他の委員会に属さない事項)
2. 財務部会(財務、会計業務全般に関する事項)
3. 広報部会(情報の収集、機関誌編集発刊、その他広報に関する事項)
4. 組織部会(地域・職域支部の結成、その他組織に関する事項)
5. 事業部会(事業部門に関する一切の事項)
6. クラブ OB・OG 部会(クラブ OB 又は OG との連携に関する事項)
7. アンドレア部会(女性会員間の交流に関する事項)

第5章 総会

第14条 総会は、正会員をもって構成し、通常総会は毎年7月に開催する。

- 2 第1項のほか会長は、必要に応じて臨時総会を招集する。
- 3 正会員100名以上の要求がある場合は、臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

予算および事業計画、決算および事業報告、財産目録、会則改訂、その他常任委員会において必要と認めた事項
(議決)

第15条 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。ただし、会則の変更は出席会員の3分の2以上の同意を得るものとする。

(議決権の行使)

第16条 会員は、書面をもって総会における議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

(議事録)

第17条 総会の議事録は、事務局において作成し、これに議長および会員中から2名が署名捺印し、本会の本部に備えるものとする。

第6章 会計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算)

第19条 本会の収支は、すべて予算に計上しなくてはならない。

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

(監査)

第21条 本会の会計業務は、毎年1回以上の監査を受けなければならない。

(決算)

第22条 本会の決算は、毎会計年度終了後監事の意見を付し、常任委員会の承認を経て総会の議決を経なければならない。

(特別会計)

第23条 本会が特別事業を行うとき、または一般の収支と区別して経理する必要があるときは、常任委員会の承認を経て特別会計とすることができる。

付 則

本会則は1985(昭和60)年6月23日から施行する。

本会則は1994(平成6)年6月26日から改訂施行する。

本会則は1996(平成8)年6月15日から改訂施行する。

本会則は1997(平成9)年6月21日から改訂施行する。

本会則は2002(平成14)年4月1日から改訂施行する。

本会則は2007(平成19)年6月30日から改訂施行する。

本会則は2010(平成22)年6月26日から改訂施行する。

本会則は2011(平成23)年6月25日から改訂施行する。

本会則は2013(平成25)年7月20日から改訂施行する。

本会則は2017(平成29)年7月22日から改訂施行する。